

市道路線の廃止及び認定について

市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

霧島市長 中 重 真 一

1 廃止する路線

	路線名	起 点 終 点	主要な 経過地等
1	剣之宇都1号線	霧島市国分剣之宇都町地先 霧島市隼人町姫城地先	

2 認定する路線

	路線名	起 点 終 点	主要な 経過地等
1	下平～剣之宇都線	霧島市隼人町松永地先 霧島市隼人町姫城地先	
2	剣之宇都4号線	霧島市国分剣之宇都町地先 霧島市国分剣之宇都町地先	

(提案理由)

現在、生活道路として利用されている里道を市道として認定することから、既存路線を廃止し、当該既存路線の見直しを行った上で新たに市道を認定するとともに、同様の理由により里道を新たに市道として認定するため、市道路線の廃止及び認定において、議会の議決を求めるものである。

位置図

【廃止路線】



【認定路線】

